

佐事研だより

平成 24 年 7 月 2 日 月曜日 第 72 号

佐賀県公立小中学校事務研究会
編集発行人 会長 古川 治

会員各位

日増しに暑さも厳しくなってきましたが、会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。早いもので、1学期も終わりに近づいてきましたね。暑さに負けず、体調には気を付けて過ごしていきましょう。

それでは、今年度最初の佐事研だよりをお届けします。

★共通テーマ：「管理職事務長制度導入による共同実施」

(鳥栖・基山/神埼地区)

★フリーテーマ：「ご当地検定について」

(唐津地区)

「ブルーライトの影響」

(伊万里・西松浦地区)



共通テーマ



管理職事務長制導入による共同実施について

鳥栖市東部学校運営室長 近藤 ひろ子 (田代小学校事務長)

初めての鳥栖市に赴任して2ヶ月、加配された新採事務職員と2人、頭の上に??マークをつけた毎日を過ごしてきました。異動時の忙しさに加え、年度当初の通勤手当、住居手当等の認定関係、支援室運営に関しても現状把握が精一杯で、同じ鳥栖市の別の支援室長や前室長から助けられている状態です。前年度の目標や実践や課題をすぐに理解し、今年度の目標や活動に取り込むことは、他地区からの異動では、まず、学校に慣れる、自治体の制度に慣れる、地域に慣れることから始めるので、力不足も手伝って、後手後手になってしまいました。

管理職としての自覚を持つこと、組織の目標をしっかりと定め、ビジョンをもって取り組むこと、学校運営に積極的に関わること、並べてみると確かにそうなのですが、残念なこ

とにととても追いつきません。連絡協議会の折、鳥栖市教育長からは「事務職員の大幅な異動や中心校の変更により大変だろうが、法律に則った事務遂行をしてほしい。校納金会計処理のあり方について検討をしてほしい。」「今までの実績と課題を踏まえて取り組み、人材育成も行うように」と話がありました。

今からが正念場と思いつつ、支援室が組織として「任命権者が行う事務」「設置者が行う事務」「学校が行う事務」この全面に効果があるような活動に少しずつ地道に取り組んでいきたいと思います。



事務長発令から 1 年・・・

神崎市北部学校運営支援室長 田中 広信（神崎中学校 事務長）

今では「事務長」という言葉を空気の如く感じ、「管理職」という響きに慣れつつある自分があります。「事務長」という耳慣れた音は、以前に管理職ではない「事務長」であった期間があったからなのですが、「管理職」という音にまで慣れつつある今の自分を振り返ったとき、この二つの言葉に見合う力量があるのか？相応しい人間（人格）なのかと自問自答することがしばしばです。

以前も室長をさせてもらっていたんですが、その頃は、室長（リーダー）は・・・でなければならぬ、室長は・・・できねばならぬ、室長は・・・してはならぬ等々、ならないばかりをイメージしていた時期がありました。今思えば、少しばかり片意地張って無理をしていた自分がいた気がします。

現在、2度目の室長（今回は事務長も）をさせてもらっているのですが、支援室内をみれば、「事務処理能力で、遙かに私の能力を超えているなあ！」「コミュニケーション能力が私より高いなあ！」「パソコンの扱いは、彼（彼女）に比べれば私なんぞタイプライター（古すぎ？）じゃないか！」等々感心させられる場面が多々あります。

そこで、リーダーとは、何なのか？どうあるべきかと考えて、出てきた答えは「自然体で周りのお世話ができて、お世話になれる存在」だと感じました。特に「お世話になれる（笑）」が、重要です。

互いに重くくしい気を使わず気軽に頼み合える関係であれば、支援室は事務職員全員の能力を最大限に引き出してくれる場であると感じる今日この頃です。

そういう環境（雰囲気）を作ることが室長（事務長）の最大の仕事かもしれません。





義務制の共同実施について

みやき町立小中学校運営支援室長 石井 康芳（中原中学校事務長）

平成24年度4月に事務長に昇任し、県立学校から交流として、みやき町立中原中学校に赴任してきました。事務職員として採用されて、30年目になりますが、県立学校もしくは県の現地機関での経験しかなく、初めての義務制の学校へという事で不安と戸惑いでいっぱいでした。また、義務制の学校における共同実施について、何も知らないまま異動してきて、まず初めにみやき地区の学校運営支援室長として、平成24年度の共同実施計画書の作成がありました。これについても知識がないまま、どう作成したら良いのかが分かりませんでした。やはり、昨年度前任者の方が作成された計画書を1から作り直すという事は、県立から来たばかりで、共同実施についてよく理解していない私にはとても出来ませんでした。最終的には昨年の共同実施計画書を参考にし、それを補足、追加して大幅な変更をせずに作成しました。このことはみやき地区の学校運営支援室の皆さんには平成24年度の第1回目の支援室会議の際に説明し、了承をしてもらいましたが、本当に迷惑を掛けています。本年度については支援室内全員で協力し、共同実施を行う上で県費における手当関係の審査・認定については、私が県立学校で庶務・給与関係の業務に携わった事がなかったため、認識不足であるので、今後私自身理解を深めて審査・認定がスムーズに行くように努力していきたいと思います。また、町費の支出業務における財務規則を県と比較した場合、隔たりがある事例などについては、今後は事務職員の採用の一元化が実施されることにより、県立との人事交流が活発になって行くことから、県の財務規則を基準にした市・町の財務規則の考え方について、共同実施の中で見識を深めようと思っています。このことが共同実施の目的である、事務の効率化、事務処理の標準化につながればと考えます。



管理職事務長制導入による共同実施について

神崎市南部学校運営支援室長 執行 寛（神埼小学校事務長）

管理職事務長制が導入されて2年目になった。年齢的にも自分には関係ない出来事とおもっていたが、事務長になり、置かれた環境も確実に変化が生じている。

共同実施活動のここ一年を振り返り、それまでと何が違ってきたのか考えてみたい。

支援室の組織化が進んだ。室長の共同実施計画書に基づき、各班の班長による業務計画が作成され実践する体制ができつつある。実際の行動計画は班長を中心に行う。

課題解決に向け組織全体で検討することが多くなった。組織として行動の指針が決まる

と、各学校の事務職員はそれに基づき各学校で実践する。ひとりでは困難なことも組織の後ろ盾があることにより、自信を持って実践できる。

校長・教頭の見方が変わってきた。共同実施活動の教育委員会・校長等との連携と可視化に努めてきた成果もあり、支援室内の校長・教頭も共同実施に理解が進み、協同できる体制ができてきた。昨年度末、校長会で学年会計ソフトの説明をおこなったが、教頭の参加も数名あり、活動の広がりを感じた瞬間だった。

支援室内事務職員のより高い資質向上が要求される。

手当認定権（扶養・住居・通勤）が支援室長に移譲されたことにより、事務長はもちろん事務職員全員が認定要領や関係法令の専門的な知識の習得が当然必要である。さらに、手当認定関係以外にも支援室として行う業務の質の高さを要求されるようになってきた。給与・手当関係の法令はもちろん、教育法規やサービス関係の法令規則を習得しておく必要性が高まっている。

神埼市の共同実施は、伝統的に支援室と教育委員会との関係は深い連携が図られている。共同実施会議にも教育委員会職員が参加し、一方通行ではなく、お互いの意見交換を行っている。日々の業務のなかでも、支援室長が管理職になった関係で取りまとめをする機会が多くなり、共同実施の組織が教育委員会の教育行政の一翼を担っている。

最後に、共同実施の取り組みを実践する中で今心がけていることは、これだけ環境が大きく変化する状況でもあり、環境に対応できる柔軟性をもつことと思っている。





フリーテーマ



ご当地検定について

唐津地区

「〇〇検定」というものには、英語検定や簿記検定などはよく聞きますが、「ご当地検定」というものはご存じでしょうか。「江戸文化歴史検定」や「明石・タコ検定」など、各地の歴史や文化、名産品などを題材にした検定で、面白いものでは「境港妖怪検定」というものもあります。検定を実施しているのは各地の自治体や観光協会、商工会などで、言ってみれば「町おこし」や「地域振興策」の一つと言えらると思います。それらを総称して「ご当地検定」と呼ぶようですが、身近な九州にある主なものを調べてみると、以下のものがありました。

九州観光マスター検定（九州全域）

太宰府検定（福岡県太宰府市）

唐津・呼子イカ検定（佐賀県唐津市）

唐津検定（佐賀県唐津市）

長崎歴史文化観光検定（長崎県）

熊本観光・文化検定（熊本県）

みやざき観光・文化検定（宮崎県）

鹿児島観光・文化検定（鹿児島県）

沖縄食材スペシャリスト検定（沖縄県）



ご当地検定ブーム（があったか覚えてはないのですが）のピークは数年前で、以前はもっとたくさん種類があったようです。しかし残念ながら、採算がとれなくて無くなってしまったものもあるようです。じつは私も以前、この中の一つを受験したことがあったので、この記事を書こうと思いました。同じ職場の先生に誘われて、最初はそんなに乗り気ではなかったのですが、勉強し始めたらやはり「落ちたくない！」と思うようになり、なんとか合格することができました（一番簡単な初級ですが）。知識の幅が広がるのはもちろんですが、久しぶりに受験生気分を味わえたのが新鮮でした。ほとんどの検定には、ささやかな合格者特典もついてきます。皆さんも、興味があれば受けてみられてはいかがでしょうか？好きな土地や故郷の、知らない魅力を発見できるかもしれませんよ。





ブルーライトの影響

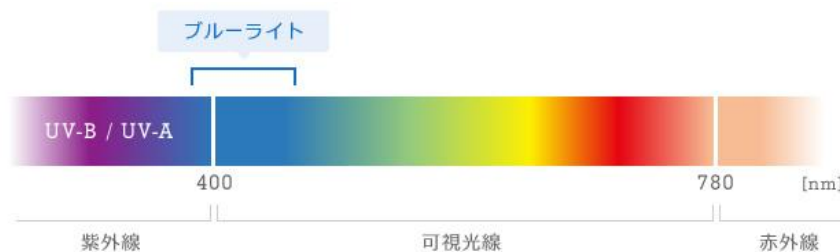
伊万里・西松浦地区



最近、「ブルーライト」を低減する機能を謳ったメガネやスマートフォン用の保護フィルムといった商品が出てきています。このような商品でいう「ブルーライト」とは一体どのようなもので、私たちにどのような影響を及ぼすものなのでしょうか。

「ブルーライト」とは？

可視光線の中で、380nm～495nm(ナノメートル)の青色光のことです。可視光線の中で、最もエネルギーが高く、眼の角膜や水晶体で吸収されずに、網膜まで到達します。近年普及しているLEDには、この「ブルーライト」を多く含んでいるということです。



人体への影響は？

大きく2つの影響が考えられているようです。

- ①紫外線に最も近い性質の「ブルーライト」に長時間接した場合、網膜に変性起きる可能性が考えられています。(紫外線の目に対する影響は認められています。)また、波長によりその屈折の特性から、ピントのズレが生じます。とくに青色光はピントのズレが生じやすく、その結果、画像のチラつき、まぶしさといった現象が生じます。それにより、目の疲れや不定愁訴、あるいは頭痛などの症状に発展する可能性が考えられています。
- ②多くの生物が24時間の(あるいは何らかの)生体リズムを持っていると考えられています。人間の場合、朝日の青色光により体が目覚め、夕暮れのオレンジ色の光でやすらぎを覚え、暗闇と共に眠りにつく、といった光による周期が生体リズムに大きな影響を与えているとされています。現代人の生活環境では、室内照明のほか、夜間にパソコンやゲーム、テレビ、ケータイ電話といった光源からの光刺激に曝露されており、これらが不眠や生体リズムの狂いに影響を与えているのではないかと考えられています。

パソコンと向き合う時間が長い私たち事務職員は、ブルーライトに曝される時間も長くなります。体の不調が続くと思われる方は、このブルーライトが原因の一つなのかなと疑われてもいいのかもしれませんが。

参考 ブルーライト研究会 <http://blue-light.biz/>



★編集後記★

今後とも、皆様により良い情報をお届けしていきたいと思っております。
投稿されたいご意見・ご感想がありましたら、お近くの調査広報部員までお願いいたします。

鳥栖基山・神埼地区 調査広報部員